

水安全計画の策定

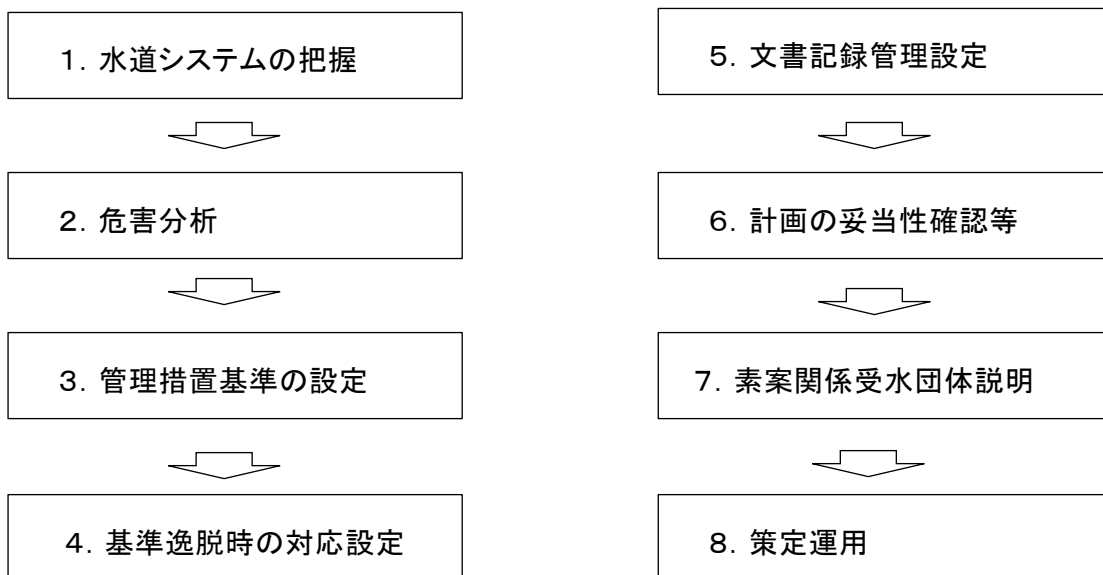
○水安全計画とは

水源から末端の受水点（用水供給の場合は受水市の配水地まで）に至るまでの過程で、水道用水の水質に問題を生じさせる要因を把握し、それぞれについて適切な対策を準備することによって、これまで以上に安全で良質な水道用水の供給を行おうとするもので国が策定を推奨しているもの

○作成の効果

- ・ 安全性の向上
→ 予め危害管理を行なうことによりリスクを軽減し安全性の向上に繋がる
- ・ 維持管理の向上
→ 水道システム内に存在する危害が明確となり管理方法や優先順位が明確になる
- ・ 技術の継承
→ 水源から送配水までを一元的に文書化し管理することにより、技術継承に有効
- ・ 需要者への安全性に関する説明責任
→ 水安全計画に基づいた管理、文書、記録は、常に安全な水が供給されていることを示す資料として有効

○策定の流れ



○島根県企業局における策定作業

- ・ 策定は、浄水場（水源）ごとに作成する。（飯梨川、斐伊川、江の川）
- ・ 作成は厚生労働省より提供されている「水安全計画（簡易版）支援ツール」をもとに作成
- ・ H28 年度より策定作業に着手し、素案段階で受水団体へ情報提供等を行いながら作業を進める